

再任用最前線

越教組ニュース

越谷の再任用状況

増えてきた短時間勤務

今年度の再任用者のうち、フルでの勤務の方が六八名。短時間勤務の方が二名、その他一名となっています。

中学校の先生は、全員がフルの意向で全員がフルでの勤務となっています。小学校の先生については、短時間を希望されている方の調整が必要となり、結局、3/5と2/5の組み合わせ

給料はフルでも六割以下

給料は、昇給なしでフルの方が二七万七〇〇円。さらにボーナスの支給割合も

通常の半分程度。年間所得で考えると、退職前の五八%程度となります。

越谷市再任用者希望実現状況(平成30年度当初人事)

希望の勤務形態が実現

希望形態	人数
小学校フル	41人(全)
3/5	6人
2/5	4人(全)
中学校フル	25人(全)

希望の勤務形態外

希望形態	採用形態	人数
小学校4/5	→フル	1人
	→任期付短時間勤務	1人
3/5	→フル	2人
	→2/5	2人

来年度再任用の対象になる人には、一回目の意向の聞き取りがあったのではないのでしょうか。越谷市の今年度当初の再任用者数は、八一名でした。今後ますます増えていくのではないのでしょうか。そこで、今回は、再任用を考えている方々に参考にしてもらおうと記事にしました。

「同一労働同一賃金」何ぞれ?

フルで勤務されている先生は、定年前と同じ勤務条件で働きながら給料だけは、四割カットとなつていきます。定年になつたとたん急に能力が衰えたということでもないのに、この扱いは何なのでしょうか。

「同一労働同一賃金推進法」は、「同じ価値の仕事には同一の賃金水準を適用すべき」という同一労働同一賃金の原則に基づき、正社員と派遣社員との賃金や待遇の格差を是正するための法律です。二〇一五年九月に成立、施行されました。この三月の市教委主催の再任用者説明会で、「同一労働同一賃金の原則から、給料四割カットについて県はどのような説明をしているのか」「服務監督権者の市教委は、どのような条件を考えているのか」という質問に、市教委の担当者からの回答はありませんでした。全く驚くべきことです。給料を四割もカットするのなら、それなりの業務内容にするべきです。



学校の例です。

A小学校

■3/5勤務(Sさん)
授業は、三・四・六年生の算数の少人数を担当、その他クラブ受け持ち。週三日で一六時間。放課後の会議や研修等にも出ている。中学年プロジェクトの担当として、主に三年生の副担任的な仕事もしている。校務分掌は、教科主任が一つ、教科外の主任が二つ。

■2/5勤務
授業は、三・四・六年生の算数の少人数を担当、週二日で一〇時間。放課後の会議や研修等にも出ている。中学年プロジェクトの担当として、主に四年生の副担任的な仕事をしている。校務分掌は、教科外の副主任が一つ。

二人は、同じ学年・クラスに曜日を分けて入っているの、切り替わる日にはメールとノートで進捗等の連絡をとり合っている。勤務日は、かなり弾力的になっている。

B小学校

■3/5勤務(Oさん)
授業は、算数の少人数、それと図工を三クラス。クラブを入れて、三日で一六時間。教科と教科外の副担任を一つずつ。

■2/5勤務
授業は、算数の少人数、それと家庭科を二クラス。一日で一〇時間。二人は、退職前から現任校で勤務。気心も分かつている。進捗の連絡は、ノートを使っている。

Oさん: 体力的には楽になった。朝は早く来て図工の準備をしたりすることもあるが、帰りは定時近くに退勤している。もう一人の方も、だいたい定時に帰っている。学校の事情で仕方がないが、本来の授業以外の臨機応変な勤務をまかされることがある。

短時間勤務の実情

短時間勤務の方の場合、それぞれの学校で様々な仕事内容になっているようです。以下二つの

本来ならば、再任用は定数外として、定数として他の教職員を充てるべきなのです。ここにも教育界のブラックな働き方が現れています。

Sさん: 担任を外れて気分的にも体力的にも負担は軽い。任された最低限の仕事をするだけなら、定刻近くに退勤できる。しかし、担任されている先生方の負担を考えると、帰りはおそくなってしまう。

※この二つの学校の例を見ると、短時間勤務の負担はかなり軽くなつており、あとは、本人の考え方次第の働き方ができそうです。

